

令和8年岩手県大槌町の林野火災に係る園芸施設共済の通知義務期間延長措置について

令和8年岩手県大槌町の林野火災に係る園芸施設共済の通知義務期間延長措置について、災害救助法の適用を受けた市町村に対し、損害を受けた園芸施設共済加入者で特定園芸施設撤去費用額又は特定園芸施設復旧費用額を加えて得た金額により損害の額を算定する旨の申出をした方に対し、撤去又は復旧にかかる通知義務期間を延長します。

適用対象

令和8年岩手県大槌町の林野火災により損害を受け、特定園芸施設撤去費用額又は特定園芸施設復旧費用額を加えて得た金額により損害の額を算定する旨の申出をした方で、1年以内に撤去若しくは復旧が困難な特定園芸施設を対象とします。

適用市町村

上閉伊郡大槌町

延長期間

令和10年4月21日まで

施行等

令和8年4月22日から適用し令和10年4月22日に失効とします。

令和8年岩手県大槌町の林野火災に係る農機具共済の復旧義務履行期間延長措置について

令和8年岩手県大槌町の林野火災に係る農機具共済の復旧義務履行期間延長措置について、災害救助法の適用された市町村に対し、損害を受けた農機具共済加入農機具の加入者又は所有者に対し復旧義務履行期間を延長します。

適用対象

令和8年岩手県大槌町の林野火災により損害を受け、1年以内の復旧（新規購入又は修理という。以下同じ）が困難な農機具を対象とします。

適用市町村

上閉伊郡大槌町

延長期間

令和10年4月21日まで

施行等

令和8年4月22日から適用し令和10年4月22日に失効とします。